

## 来年7月から家庭ごみ有料化実施決定

### さらなるごみ減量・資源化をめざし付帯決議も可決

平成28年第2回定例会は6月9日から28日までの会期で開催され、市長提出議案10件、議員提出議案1件、意見書案8件、請願10件を審議しました。

議案等の審議結果は4面をご覧ください。

#### 廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正を可決

「東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例」は、6月21日の厚生委員会で審査され、28日の本会議において賛成多数で可決されました。また、議員から付帯決議案が提出され、賛成多数で可決されました。(付帯決議の全文を下段に掲載します。)

本条例は、家庭ごみの有料化の実施に当たり、家庭

廃棄物の処理について、指定収集袋の導入・処理手数料の徴収、資源物の持ち取り防止、不法投棄防止の強化、共同住宅の排出場所等に関する規定を定め廃棄物の処理に関する事項等を整備するもので、併せて関連する東久留米市宅地開発等に関する条例の一部を改正するものです。

改正概要は、次の通りです。家庭廃棄物の処理については、指定収集袋を導入し、対象品目・手数料を燃やせるごみ1kg当たり2円、燃やせないごみ1kg当たり2円、容器包装プラスチック1kg当たり1円と設定するものです。資源物の持ち取り防止については、当該行為に対する禁止勧告、勧告に従わなかった場合の公表措置を、不法投棄防止の強化については、処分費の徴収や損害賠償として請求ができる旨を規定するものです。共同住宅の排出場所等に関する規定については、廃棄物等の保管場所、設備



落合川を泳ぐカルガモ

の事前協議、および申請を義務付けするために新たに規則を定めるものです。

また、東久留米市宅地開発等に関する条例に規定のある清掃施設用地の事業区域内確保については、戸別収集に伴い必要がなくなることから、付則において当該条項を削除するものです。

なお、この条例の施行期日は平成28年7月1日ですが、指定収集袋の導入、処理手数料の徴収、資源物の持ち取り防止、不法投棄防止の強化に関する条項については、平成29年7月1日施行となります。

【委員会での質疑から】

【質問】 家庭ごみ有料化について、今議会に提出した理由は、

市長 ごみ減量の有効的な手段として、家庭ごみの有料化を実施する必要がある、東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画、同計画の原案、素案において、その都度、実施時期も含めて検討・検証し説明を行ってきた。手続きを踏んで今議会に至った。

【質問】 共同住宅の排出場所等に関する規定について、すべての共同住宅が保管場所等を申請する必要があるのか。

【質問】 新たに建てられる共同住宅を対象としている。

【質問】 10月から実施する戸別収集に関して、一軒ずつ説明をする考えは、

【質問】 自治会・集積所・小学校単位で丁寧に説明してまいりたい。

【質問】 家庭ごみ有料化について、使途の明確化を図るため、基金創設の考えは、

【副市長】 清掃に関する事業費に充当するのが順当であり、考えにくいと思っ

ています。

28年度東久留米市一般会計補正予算案(第1号)は、6月22日の予算特別委員会で野島武夫委員長(自民クラブ)、津田忠広副委員長(公明党)の下で審査され、28日の本会議において賛成多数で可決されました。

本補正予算案は、歳入歳出それぞれ46億13万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億12億13万3千円とするものです。

【質問】 地区センターの浴場施設について、利用者の受益者負担の検討は、

#### 補正予算を可決

#### 議案第46号 東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例に対する付帯決議

議案第46号 東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例について、ごみ減量や資源化の一層の推進及び市民への説明責任を果たすために、以下の通り求めるものである。

- 1 毎年行われる点検・評価作業及びその結果については、広く市民に公表すること。
- 2 おおむね5年ごとに実施する制度の見直しの検討に当たって、一定の排出削減効果が見られた際は、市民負担の軽減を最大限考慮すること。
- 3 家庭廃棄物(指定収集袋により排出するもの)の廃棄物処理手数料について、ごみの減量化・資源化等に資する清掃関連事業や環境保全事業などを目的とした基金創設の検討を含め、その使途の透明化を図ること。

【質問】 ごみの収集方法変更について、外国人への対応は、

【質問】 外国人向けに工夫したパンフレットを作成し、戸別説明もできる限り対応してまいりたい。

【質問】 木造住宅耐震改修助成について、リフォームやパリアフリー工事に併せた助成を実施するの。

【質問】 今回の助成は、木造住宅の着実な耐震化を進めることが目的である。リフォームやパリアフリー工事については、近隣の状況を見つつ、調査研究したい。

【質問】 アクティブライフ研究実践事業およびスーパーアクティブスクール事業の目的、意義は、また、成果をどのように普及させていくのか。

【質問】 アクティブライフ研究実践事業は、平成28年4月1日からの3年間で、研究実践校である下里小学校において、児童の体力向上と健康教育について、学校生活、家庭生活等のさまざまな場面において、目標値を定めて、意図的、計画的に進めるものである。

【質問】 スーパーアクティブスクール事業は、指定校である東久留米中学校において、体力の向上を目指し研究開発していく。この事業も3年間で取り組む。

【質問】 各校への普及については、実践報告会等により内容を発信し、それぞれの学校に合わせて実践していく。また、学校のホームページや学校便り等により、保護者や地域の方にも発信していく予定である。

議案・請願の審議結果	2・3面
行政報告・意見書など	4面
一般質問	2・3面
議案・請願の審議結果	4面
行政報告・意見書など	4面